

豊中市立学校教育実習等取扱事務に係る細則

豊中市教育委員会

(大学等の役割)

第1条 教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「実習」という。）の受け入れを希望する大学及び教職課程を有する専門学校（以下「大学等」という。）は、実習の適切かつ円滑な実施に資するため、実習生への指導について次の役割を担うものとする。

- (1) 実習生に対して学内オリエンテーションを行うなど、実習校への事前訪問の心構え（身なりや持ち物、言動など）や実習について指導を十分行っておくこと。
- (2) 実習を希望する学生について、現在修得している単位状況から単位不足が予想されるとき、実習の申し込みについて次年度に回すなどして、当該年度についての実習申し込みは見合わせること。
- (3) 実習校の決定について、その通知を速やかに当該学生に伝え、学生自ら4月中に実習校と連絡を取り、打ち合わせ等の日程を決めるように指導すること。
- (4) 実習について、あくまでも実習生が教育現場について学ぶ場であるということを、十分に伝えること。

(協議の申請)

第2条 豊中市立学校教育実習取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の協議は、実習申込受付期間中に申請しなければならない。

(実習の申込み等)

第3条 大学等は、実習に関する学生からの個別の問い合わせ等があった場合、これに適切に対応しなければならず、教育委員会又は豊中市立学校にその対応を委ねてはならない。

- 2 大学等は、前項に規定する対応について、学生へ周知しておかなければならない。
- 3 大学等は、複数のキャンパスが存する場合その他の実習担当の窓口が複数になるおそれがある場合、教育委員会からの問い合わせに対応できる窓口を一本化しなければならない。
- 4 実習の受け付け等の案内は、市役所のホームページにおいて公表するものとし、公表前における電話等による個別の問い合わせについては、教育委員会は回答しない。
- 5 実習の実施の時期は、学校の年間計画及び大学等の希望を考慮して、教育委員会が調整するものとする。ただし、調整ができないことが明らかとなった場合は、学校の年間計画を優先して実習の実施の時期を決定する。
- 6 実習に関する申し込みの手続きについては、別に定める「教育実習事務手続きの流れ」のとおりである。

(実習の受け入れを行わない場合)

第4条 実習希望者が多数であるときは、実習生の受け入れを行わないことがある。

- 2 大学等は、前項に規定する受け入れの未実施について、あらかじめ学生に対して周知し

ておかなければならない。

(実習に使用する様式について)

第5条 実習に係る以下の様式については、豊中市の指定するものを使用する。

- (1) 誓約書
- (2) 確認書
- (3) 教育実習生出席簿
- (4) 教育実習成績報告票

(大学等の実習担当者の実習校訪問について)

第6条 実習期間中、大学等は、少なくとも1回は実習校を訪問し、実習生の指導に当たらなければならない。ただし、学校感染症拡大防止等の合理的な理由に基づく場合は、実習校と協議の上、その訪問を取りやめることができる。

(実習に係る実費)

第7条 給食費等の実習に係る実費については、実習生が負担するものとする。

(実習に係る書類等について)

第8条 大学等は、実習校に対し、アンケートその他の記入を要する書類等を送付してはならない。ただし、実習校の同意が得られた場合は、この限りでない。

(事務手続きの流れ)

第9条 教育実習に係る事務手続きについては、別表「豊中市立学校 教育実習に係る事務手続きの流れ」によるものとする。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

8月 ～ 9月	<p><豊中市教育委員会> ○次年度の豊中市立学校教育実習募集案内等について公表。</p>
	<p><大学等> (目安) ○学生に周知。○希望者の必要単位の調査。○希望者の集約 …等</p>
10月	<p><豊中市教育委員会> ○次年度の豊中市立学校教育実習について電子申込による募集開始。 ○各豊中市立学校への次年度教育実習受け入れ可能数調査の実施。 ○実習生受け入れ可否の精査。 ○「豊中市立学校教育実習取扱要綱」第3条第2項による受け入れ協議受付期間。</p>
	<p><大学等> (目安) ○次年度の豊中市立学校教育実習について電子申込。 ○必要に応じて「豊中市立学校教育実習取扱要綱」第3条第2項による受け入れ協議申し入れ。</p>
11月	<p><豊中市教育委員会> ○電子申込システムの大学登録の「申込内容照会」ページ上にて、受け入れ可否について通知。</p>
3月下旬 ～ 4月上旬	<p><豊中市教育委員会> ○各豊中市立学校へ実習生の暫定配置数を報告。 ○各豊中市立学校の受け入れ最終調整。 ○実習生配置の確定。</p>
4月中旬	<p><豊中市教育委員会> ○電子申込システムの各大学等の「申込内容照会」ページ上にて、教育実習校決定通知により、配置される実習校を通知。 ○「誓約書」「確認書」を同ページ上にアップロード。 ○各豊中市立学校へ実習生配置決定通知及び実習生情報送付。</p>
	<p><各大学等> ○実習生へ実習校を伝え、4月中に当該実習校の校長へ事前打ち合わせについて連絡を取るよう指示。</p>

4
月
末

<実習生>

- 実習校の校長へ連絡を取り、実習に向けての打ち合わせ。

実
習
開
始
ま
で
に

<各大学等>

- 「誓約書」(実習生記入)及び「確認書」(大学担当者記入)の用意。
…実習初日に、これらの書類を実習生から実習校の校長へ提出すること。
- 実習成績報告票を郵送する封筒の用意。
…実習初日に、実習生から実習校の校長へ提出すること。
- やむを得ない事情で、実習生が教育実習を辞退する場合。
…速やかに豊中市教育委員会 教職員課へ報告。

実
習
終
了
後

<各豊中市立学校>

- 「実習成績報告票」を大学宛て郵送。
- 「教育実習生出席簿」を実習生へお渡し。
- 「教育実習実施状況報告書」、「誓約書」、「確認書」を豊中市教育委員会 教職員課へ送付。